

令和 7 年 6 月文京区議会定例議会追加提案事項

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 部分休業制度の拡充（第 1 5 条から第 1 5 条の 5 まで）
 - (7) 現行の部分休業制度（以下「第 1 号部分休業」という。）を取得できる時間帯について、「勤務時間の開始又は終わり」とされていた要件を削除する。
 - (4) 第 1 号部分休業に加え、1 年につき 7 7 時間 3 0 分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間に 1 0 を乗じて得た時間）を超えない範囲内で、1 時間を単位として取得できる部分休業制度（以下「第 2 号部分休業」という。）を新設することとし、職員はいずれかを選択可能とする。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日
 - イ 経過措置 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 2 号部分休業に係る取得上限については、3 8 時間 4 5 分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間に 5 を乗じて得た時間）を超えない範囲内とする。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加（第 1 6 条の 6）
 - (7) 任命権者は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）及び子の出生後に発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
 - (4) 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、育児期両立支援制度等の請求等及び当該 3 歳に満たない子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和 7 年 1 0 月 1 日

3 文京区空家等の適正管理に関する条例（新規制定）

(1) 提案理由 空家等の適正管理に関し必要な事項について定めるため、提案する。

(2) 主な内容

ア 所有者等の責務

- (7) 所有者等は、自らが所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等の適正な管理を行わなければならない。
- (4) 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

イ 区の責務

区は、区民等に対し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発及び必要な支援を行うよう努めるとともに、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 区民等の役割

区民等は、適正な管理が行われていない空家等の情報を区に提供するなど、空家等の適正な管理を推進するために必要な協力に努めるものとする。

エ 緊急安全措置等

- (7) 区長は、空家等の適正な管理が行われていないことに起因して道路、広場その他公共の場所において、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、かつ、当該空家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がなく急迫した状況であると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。
- (4) 区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、その職員に、当該緊急安全措置に係る空家等に立入調査を行わせることができる。
- (7) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る所有者等から、当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を徴することができる。
- (2) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容について文京区空家等対策審議会に報告するものとする。

(3) 施行期日 公布の日

4 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加（第18条の6）

- (7) 教育委員会は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）及び子の出生後に発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
- (4) 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、育児期両立支援制度等の請求等及び当該3歳に満たない子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年10月1日

5 文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金4億2,694万3,000円
- (4) 契約の相手方 関電工・小嶋・エスワイ建設共同企業体
- 構成員（代表者） 東京都港区芝浦四丁目8番33号
株式会社関電工
取締役社長 田母神博文
- 構成員 東京都文京区千駄木二丁目46番4号
小嶋電工株式会社
代表取締役 小嶋守
- 構成員 東京都文京区湯島四丁目1番12号
株式会社エスワイ電気商会
代表取締役 鈴木恒治

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和9年3月12日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度 債務負担行為

6 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立関口三丁目公園再整備工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金1億8,616万700円
- (4) 契約の相手方 東京都江東区冬木6番25号
株式会社ランデック
代表取締役 石川綾子

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年7月22日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費
令和8年度 債務負担行為